

改正概要説明書

国名：ルーマニア

法令名：商標法

改正情報：2014年5月8日官報 No. 337

改正概要：

1. 「Emergency Ordinance no 28 of 20 May 2014」の施行に伴い、第22条は削除された。
2. 審決に対する上訴の期限が15日から30日に延長された。(第88条)
3. 「Law no. 187/2012 for the implementation of Law no. 286/2009 on the Criminal Code」の施行に伴い、商標権侵害に係る刑事罰が軽減された。(第90条)
4. 予防措置に係る規定は他の法(知的財産権の行使に関する政府緊急令:Government Emergency Ordinance no 100/2005 on the enforcement of industrial property rights 及び民事訴訟法:Law no. 76/2012 for the implementation of Law no. 134/2010 on the Civil Procedure Code)で規定されることとなった。(第91条)

改正内容：

・第21条

(1)において、地理的表示が追加された。

・第22条

(2)は、削除された。

・第88条

上訴の期限が30日に延長された。

・第90条

刑事罰が変更された。

・第91条

差押措置に係る規定が削除され、予防措置に係る規定が改訂された。